

京労発基 0130 第 4 号の 2
令和 5 年 1 月 30 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 34 条の 2 の 10 第 2 項等に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者（以下「化学物質管理専門家」という。）の要件については、「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和 4 年厚生労働省告示第 274 号。以下「専門家告示（安衛則等）」という。）及び「粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和 4 年厚生労働省告示第 275 号。以下「専門家告示（粉じん則）」という。）により定められ、令和 5 年 4 月 1 日から適用（一部令和 6 年 4 月 1 日から適用）することとされました。

専門家告示（安衛則等）第 1 号ハ及び第 2 号並びに専門家告示（粉じん則）第 3 号において、化学物質管理専門家の要件として、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）第 7 条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後 6 年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習（以下「講習」という。）を修了した者と規定されています。

今般、当該講習について、化学物質等の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等の知識の習得を主要な目的として、講習機関の要件、受講資格、講師、講習の内容等について、下記のとおり定められました。

本件の趣旨及び内容は下記及び参考 1～3 のとおりですので、貴機関・団体等におかれましても、本件の趣旨を御理解いただき、会員、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 講習機関の要件

作環法第 32 条第 1 項の登録を受けた登録講習機関であること。

2 受講資格

講習の受講資格は、作業環境測定士であって、作業環境測定士としての実務経験を 6 年以上有する者とする。また、1 の講習機関において、受講者が受講資格を満たすことの確認を行うこと。

3 講師

講師は、以下に示す者のいずれかであること。

- (1) 化学物質管理専門家の要件を満たす者
- (2) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学又はこれに相当する外国の学校において、理工学、医学若しくはこれに類する化学物質管理に関する理科系統の科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者若しくはこれらの職にあった者又は理工学、医学若しくはこれに類する化学物質管理に関する理科系統の科目の研究により博士の学位を授与された者

4 講習の内容

- (1) 講習の内容は、次の表のとおりとすること。

科目	範囲	時間
化学物質等のばく露評価等	ばく露評価の基礎、ばく露測定評価法、個人ばく露測定の進め方、化学物質等の危険性又は有害性等の調査における作業環境測定と個人ばく露測定、生物学的モニタリング等	6 時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査	化学物質等の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録、ILO の化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)、気中ばく露濃度推定モデル、化学物質等の危険性又は有害性等の調査に関する関係法令等	4 時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等	化学物質等の発散抑制のための工学的対策並びに保護具の種類、性能、使用方法及び管理等	8 時間

化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性、GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム) と危険有害性クラス及び危険有害性区分、ラベル表示及び安全データシート、危険有害性情報の収集、発がん性の分類及び機序等	5 時間
化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等	量－反応関係、しきい値、無毒性量 (NOAEL)、最小毒性量 (LOAEL)、不確実係数、ばく露限界等	5 時間
有害物質の動態等	有害物質のばく露経路 (経口・吸入・経皮) と体内での代謝経路、化学物質の有害性試験等	5 時間

(2) 講習の実施に当たっては、以下に留意すること。

- ア 講習の各科目は、講義により、又は講義と実習若しくは演習の組み合わせにより実施すること。
- イ 講習は、全ての科目を連続して行う必要はないこと。ただし、すべての科目を同一の講習機関で実施すること。
- ウ 講習は、オンラインで実施して差し支えないこと。ただし、1 の講習機関が講習の実施状況を把握することができるよう、当該講習機関が設定した会場に集合して実施すること。

5 修了試験等

(1) 修了試験

- ア 修了試験は、筆記試験により実施するものとし、講習時間を全時間受講した者に対して行うこと。
- イ 修了試験は、講習の効果を把握するため、講習の内容を十分に理解しているか否かを判定できるものとする。
- ウ 修了試験は、講習修了後に 1 時間以上実施すること。また、講習機関の監視者と同一の場所で対面により実施すること。

(2) 講習修了者の決定等

修了試験については、満点を 100 点とし、得点が 70 点以上の者を合格者とする。

(3) 修了証の交付

講習機関は、当該講習を修了した者に対し、次の内容を記載する修了証を交付すること。

- ア 当該講習を修了した者の氏名及び生年月日
- イ 修了した講習の内容等
- ウ 修了証を交付する講習機関の名称等
- エ 修了証を交付する年月日

6 記録の保存

(1) 講習の記録

講習の都度、当該講習の日時、場所、科目、時間数、講師等について記録し、5年間保存すること。

(2) 修了者名簿

講習の都度、5（3）ア、イ及びエの内容を含む当該講習の修了者名簿を作成し、当該講習に係る業務の廃止に至るまで保存すること。

7 報告

講習機関は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に、その事業年度に実施した講習の回数、講習ごとの申込者数、受講者数及び修了者数並びにそれらの合計を厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課まで報告すること。

以上

基発 0907 第 1 号
令和 4 年 9 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和 4 年厚生労働省告示第 276 号。以下「講習告示」という。）、労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 274 号。以下「専門家告示（安衛則等）」という。）及び粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 275 号。以下「専門家告示（粉じん則）」という。）については、令和 4 年 9 月 7 日に告示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用（一部令和 6 年 4 月 1 日から適用）することとされたところである。

これらの告示の制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 制定の趣旨及び概要等について

1 制定の趣旨

今般、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等の特別則の規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充等を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度

を導入することとし、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）等を公布したところである。

本告示は、これら事業者による化学物質管理を円滑に実施するために、事業場において化学物質の管理を行う化学物質管理者を養成するための講習の内容を定めるとともに、事業場内において化学物質管理を行い、事業場外において化学物質管理に関する助言や評価を行う専門家である化学物質管理専門家の要件を定めるものである。

2 告示の概要等

（1）講習告示関係

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第12条の5第3項第2号イにおいて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供されるものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造している事業場においては、講習告示に基づく講習（以下「化学物質管理者講習」という。）を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから化学物質管理者を選任しなければならないと規定しているところ、講習告示は、化学物質管理者講習の科目、内容、時間のほか、科目の免除等について定めたものであること。

（2）専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第4条の2第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第3条の2第1項、特化則第2条の3第1項第1号及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第3条の2第1項において、新たに設けた適用除外の要件の1つとして、当該事業場において、化学物質管理専門家が専属で配置されており、化学物質管理専門家がリスクアセスメント（粉じん則にあつては、法第28条の2第1項に規定する危険性又は有害性等の調査）の実施並びに当該リスクアセスメント等の結果に基づく措置等の内容及びその実施に関する事項の管理を行うこと等を規定しており、また、安衛則第34条の2の10第1項に規定する労働基準監督署長による改善指示を受けた事業場等は、同条第2項において、化学物質管理専門家から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受けなければ

ならないと規定しているところ、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、当該化学物質管理専門家について要件を定めたものであること。

（３）施行日

講習告示は、令和６年４月１日から、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、令和５年４月１日から適用することとしたこと。ただし、専門家告示（安衛則等）第２号の規定については、令和６年４月１日から適用することとしたこと。

第２ 細部事項

１ 講習告示関係

（１）講義及び実習の内容（第１号イ及び同号ロ関係）

ア 化学物質管理者講習の講義の各科目及び実習については、必ずしも連続して行う必要はなく、一定の間を開けて実施しても差し支えないこと。また、受講者の理解度の評価方法については特に定めていないが、何らかの方法により受講者の理解度を評価することが望ましいこと。

イ 講義及び実習は、事業者自らが行うことのほか、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えないこと。

ウ 実習については、受講者それぞれが、化学物質の危険性又は有害性等の調査等の一連の流れや保護具の選択及び使用を実習することを想定しているため、それらが可能となる実習体制の確保が必要であること。化学物質の危険性又は有害性等の調査等の実習については、実際に各々の事業場で取り扱っている化学物質に関するものとする等、実務に近い内容とすることが望ましいこと。

保護具の選択及び使用の実習については、必ずしもフィットテストについて機器を用いて実習する必要はないが、「保護具の選択及び使用」の管理に必要な能力を身につけられる実習内容とする必要があること。

エ 講義については、オンラインで実施しても差し支えないが、実習については、化学物質の危険性又は有害性等の調査等のためのツール使用や保護具の使用についての実習を含むため、オンラインでの実施は認められないこと。

（２）講義科目の受講の免除（第１号ハ関係）

ア 講義科目の受講の免除ができる者については、それぞれの資格を取得する際に必要な技能講習や試験の科目の内容を踏まえて定めて

おり、当該資格に係る実務経験を求めていること。

イ 「化学物質の危険性及び有害性並びに表示等」の科目については、「有機溶剤作業主任者技能講習」、「鉛作業主任者技能講習」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の全ての技能講習を修了した者のみが、受講の免除を受けることができること。この場合において、平成 18 年 3 月 31 日以前に「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者と同等の者として取り扱って差し支えないこと。

ウ 「第一種衛生管理者の免許を有する者」について、安衛則第 10 条各号に掲げる衛生管理者の資格を有する者は該当しないため、「化学物質の危険性及び有害性等の調査」の科目については、受講の免除の対象とはならないこと。

(3) 講師（第 2 号関係）

講習の講師については、講義及び実習の各科目に定める内容について必要な知識や実務経験等を有する者を想定していること。

(4) その他

ア 化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者

安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの「化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者」には、以下の①から③までのいずれかに該当する者が含まれること。

- ① 本告示の適用前に本告示の規定により実施された講習を受講した者
- ② 法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、法第 84 条第 1 項の登録を受けた者
- ③ 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者

イ 受講記録の保存

選任した化学物質管理者が要件を満たしていることを第三者が確認できるよう、当該化学物質管理者が受講した講習の日時、実施者、科目、内容、時間数等について記録し、保存しておく必要があること。

ウ 安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号ロの規定に基づき、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認めら

れるものから化学物質管理者を選任することとされているが、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいこと。この化学物質管理者講習に準ずる講習は、別表に定める科目、内容、時間を目安とし、講義により、又は講義と実習の組み合わせにより行うこと。

2 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

（1）化学物質管理専門家の要件（専門家告示（安衛則）第1号イからハ関係、専門家告示（粉じん則）第1号から第3号関係）

ア 化学物質管理専門家に必要な要件について、労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に係る「5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験」又は「5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験」については、当該資格取得の前後を問わないこと。

イ 「化学物質の管理に係る業務」には、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学に関する業務に限る。）、労働安全コンサルタント（化学安全に関する業務に限る。）、化学物質管理者、化学物質関係作業主任者、作業環境測定士、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、保護具着用管理責任者の業務が含まれること。

ウ 「粉じんの管理に係る業務」には、粉じん則で規定する粉じん作業に係る管理に係る業務のほか、粉状の化学物質の管理に係る業務が含まれること。

エ 専門家告示（安衛則等）第1号ハ及び専門家告示（粉じん則）第3号で規定する厚生労働省労働基準局長が定める講習については、別途示すところによること。

（2）同等以上の能力を有すると認められる者（専門家告示（安衛則等）第1号ニ関係、専門家告示（粉じん則）第4号関係）

専門家告示（安衛則等）第1号ニ及び専門家告示（粉じん則）第4号で規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」については、以下のアからオまでのいずれかに該当する者が含まれること。

ア 法第82条第1項の労働安全コンサルタント試験（試験の区分が化学であるものに限る。）に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者であって、その後5年以上化学物質に係る法第81条第1項に定める業務（専門家告示（粉じん則）第4号においては、粉じんに係る法第81条第1項

に定める業務)に従事した経験を有するもの

イ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるC I H (Certified Industrial Hygiene Consultant) 労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているもの

ウ 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会 (I O H A) の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者

エ 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者

オ 労働災害防止団体法 (昭和 39 年法律第 118 号) 第 12 条の衛生管理士 (法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験 (試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。) に合格した者に限る。) に選任された者であつて、5 年以上労働災害防止団体法第 11 条第 1 項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

第 3 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号) の改正について

1 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号。以下「施行通達」という。) 第 1 中改正の趣旨及び概要等の 4 (1) について、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
4 (1)	(前略)ただし、2 (2) イ及びエ、(3) ア、ウ①、④、⑤、エ前段 (努力義務)、(4) (2 (3) ウ①に係るものに限る。)、(5)、(6)、(8) に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和 5 年 4 月 1 日から、2 (1)、2 (2) ウ、(3) イ、ウ②、③、エ、(後略)	(前略)ただし、2 (2) イ及びエ、(3) ア、ウ①、④、⑤、エ前段 (努力義務)、 <u>エ後段、</u> (4) (2 (3) ウ①に係るものに限る。)、(5)、(6)、(8) に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和 5 年 4 月 1 日から、2 (1)、2 (2) ウ、(3) イ、ウ②、③、 <u>エ前段 (義務)、</u> (後略)

2 施行通達第 4 中細部事項 9 (1) ウについて、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
9 (1)	<u>3 年以上</u> 労働衛生コンサルタ	労働衛生コンサルタント (試験

ウ②	ント（試験の区分が労働衛生工学又は化学であるものに合格した者に限る。）としてその業務に従事した経験を有する者	の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。）又は労働安全コンサルタント（試験の区分が化学であるものに合格した者に限る。）であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者
9(1)ウ④	衛生管理士（法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者で、その後 3 年以上労働災害防止団体法第 11 条第 1 項の業務を行った経験を有する者	衛生管理士（法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であって、3 年以上労働災害防止団体法第 11 条第 1 項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

別表

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場における
化学物質管理者講習に準ずる講習

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性等並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1 時間 30 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1 時間 30 分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）中の関係条項	30 分

○厚生労働省告示第二百七十五号

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第三条の二第一項第一号の規定に基づき、粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。

令和四年九月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第三条の二第一項第一号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限り。）に合格し、安衛法第八十四条第一項の登録を受けた者で、五年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有するもの

- 二 安衛法第十二条第一項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後八年以上安衛法第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの

三 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後六年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ

、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

四 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

○厚生労働省告示第二百七十四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二条の三第一項第一号の規定に基づき、労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。ただし、第二号の規定は、令和六年四月一日から適用する。

令和四年九月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

一 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則

則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二条の三第一項第一号の厚生労働大臣が定める者は、次のイからニまでのいずれかに該当する者とする。

イ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、安衛法第八十四条第一項の登録を受けた者で、五年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有するもの

ロ 安衛法第十二条第一項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後八年以上安衛法第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの

ハ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後六年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の十第二項の厚生労働大臣が定める者は、前号イからニまでのいずれかに該当する者とする。